岩手県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説 会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成23年2月25日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1(1) 市町村名 花巻市
 - (2) 指定を取り消した施設の名称 花北地区コミュニティセンター、田瀬開発センター
- 2(1) 市町村名 一関市
 - (2) 指定した施設の名称 一関武道館
 - (3) 指定を取り消した施設の名称 川崎農村環境改善センター
- 3(1) 市町村名 釜石市
 - (2) 指定を取り消した施設の名称 鵜住居地区生活改善センター
- 4(1) 市町村名 八幡平市
 - (2) 指定した施設の名称 八幡平市立大更コミュニティセンター、八幡平市立田頭コミュニティセンター、八幡平市立寺田活性化センター
- 5(1) 市町村名 奥州市
 - (2) 指定を取り消した施設の名称 江刺体育文化会館、田原生活改善センター、江刺農村環境改善センター、江刺多目的研修センター、江刺農業構造改善センター、前沢ふれあいセンター、上野原地区コミュニティー消防センター、母体地区コミュニティー消防センター、北股生活改善センター、南股生活改善センター